

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成20年8月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 免許の取消しをした年月日
平成20年8月5日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
阿河 宣雄
二級建築士 香川県知事登録第840号
- 3 免許の取消しの理由
死亡